

平成 28 年度 県民みんなで支える森・みどり環境公募事業費補助金交付要綱

平成28年 3 月 31 日 自第785号制定

(目 的)

第 1 条 知事は、本県の森林や自然環境（以下「森林等」という。）が、すべての県民に数々の恵みをもたらしている観点から、森林等に対する県民の幅広い理解や慈しみの心を養い森林等を県民一人ひとりが支えていく意識の醸成を図るために、地域の森づくり活動等を行う団体（以下「団体」という。）が、森林等の保全活動や自然環境教育等に資する事業を行う場合において、山形県補助金等の適正化に関する規則（昭和 35 年 8 月県規則第 59 号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で県民みんなで支える森・みどり環境公募事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付する。

(交付の対象及び補助金の額)

第 2 条 補助金の交付の対象となる事業（以下「公募事業」という。）は、広く県民から募集することとし、やまがた緑環境税充当事業の基本的な考え方（平成 19 年 4 月 2 日付け自第 27 号）に事業内容が合致するとともに、別表 1 - 1 及び 1 - 2 に該当する事業とする。

- 2 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は別表 2 に掲げる経費とする。
- 3 補助金の額は、補助対象経費の 10 分の 10 以内の額と、別表 1 - 1 及び別表 1 - 2 に定める上限額とのいずれか低い額とする。

(補助事業者等)

第 3 条 第 1 条に規定する団体は、次に掲げるものとする。

- (1) N P O 法人、企業、組合等の法人格を有する団体
 - (2) 学校・幼稚園（地方公共団体が設置するものを除く）、P T A、自治会等の地域団体及びその他各種ボランティア等の任意団体（ただし、規約等を有し、会計処理が適正に行われていると認められる団体であること）
- 2 第 1 項の要件を満たす場合でも、次のいずれかに該当する団体は対象外とする。
- (1) 暴力団及びその関係者
 - (2) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体
 - (3) その他、本事業の適正な実施ができないと認められる団体

(交付申請)

第 4 条 公募事業として適当とされ、事業計画が選考された団体（以下「補助事業者」という。）は、公募事業として適当とされた事業計画の範囲内で、補助金の交付申請

をすることができる。

2 前項の補助金交付申請書（規則別記様式第1号）の提出期限は、知事が別に定める日とし、添付すべき書類は次のとおりとする。

- (1) 事業計画書（別記様式第1号）
- (2) 収支予算書（別記様式第2号）
- (3) その他必要な書類

3 補助事業者は、前項の補助金の交付の申請に当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

（交付の条件）

第5条 規則第7条第1項第1号に定める軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

- (1) 交付決定額に対して3割を超える補助金額の減額
- (2) 別表1-1に定める事業項目又は別表1-2に定める事業テーマの変更

2 規則第7条第1項第1号の規定により知事の承認を受ける場合は、事業計画変更承認及び変更交付申請書（別記様式第3号）を提出しなければならない。

3 事業が予定期間内に完了しないと見込まれる場合又は事業の遂行が困難となった場合は、規則第7条第1項第2号の規定により、その理由を記載した遂行状況調書（別記様式第4号）を知事に提出し指示を受けなければならない。

（状況報告）

第6条 規則第12条の規定に基づく状況報告書（別記様式第5号）は、平成28年10月末日及び平成29年1月末日現在（以下「基準日」という。）の状況を記載し、翌月の10日までに提出するものとする。ただし、基準日において既に事業が完了している場合はこの限りではない。

（実績報告）

第7条 実績報告書（規則別記様式第2号）の提出期限は、事業の完了した日から起算して30日を経過する日又は平成29年4月5日のいずれか早い日とし、添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業実績書（別記様式第1号）
- (2) 収支精算書（別記様式第2号）
- (3) 活動状況報告書（別記様式第6号）

(4) 支出に関する証拠書類（領収証、請求書等）

- 2 補助事業者は、実績報告書の提出に当たり、第4条第3項ただし書の、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額が明らかになった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額を減額して報告しなければならない。
- 3 補助事業者は、実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金にかかる消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額が確定した場合には、その金額（実績報告の規定により減額した補助事業者については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記様式第7号により速やかに知事に報告しなければならない。
- 4 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(概算払)

- 第8条 補助金は、交付すべき補助金の額が確定した後に支払うものとする。ただし、知事が必要と認めるときは、補助金の交付決定の後に、概算払をすることがある。
- 2 補助事業者は、補助金の概算払を受けようとするときは、概算払請求書（別記様式第8号）を知事に提出しなければならない。

(関係書類の保管)

- 第9条 補助事業者は、公募事業に係る収入及び支出の帳簿並びに証拠書類を整備し、平成29年度から起算して5年間保管しなければならない。

(財産処分の制限)

- 第10条 規則第22条第1項第2号の規定により知事が指定する財産は、公募事業により整備した木製工作物とする。
- 2 補助事業者が規則第22条の規定により知事の承認を受けようとするときは、財産処分等承認申請書（別記様式第9号）に理由書を添えて知事に提出しなければならない。
 - 3 知事は、前項の承認をする場合、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を県に納付させることができるものとする。
 - 4 規則第22条ただし書の規定により知事が定める期間は、平成29年度から起算して5年間とする。

(書類の提出)

- 第11条 この補助金に関して知事に提出する書類は1部とし、所轄の総合支庁に提出する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

別表 1 - 1 一般助成

事業項目	事業の例示	補助金の 上限額
1 森林・自然環境学習	(1) 学校等と連携した森づくり体験活動や自然環境学習 (2) 一般県民を対象とした自然環境学習 (3) その他上記項目に準じたもの	50万円
2 自然環境の保全活動	(1) 河畔林整備や周辺植生回復などの自然豊かな水辺づくり活動 (2) 森林と河川・湿地、沼等の水辺環境を含めた一体的な希少野生生物の保全活動 (3) その他上記項目に準じたもの	
3 豊かな森づくり活動	(1) 地域住民や県民参加による里山の保全活動 (2) 植林、枝打ち、下刈り等の森づくり活動 (3) その他上記項目に準じたもの	
4 森林資源の利活用	(1) 木質バイオマスの利活用 (2) 県産間伐材の利活用 (3) その他上記項目に準じたもの	

(注) 事業内容が複数の事業項目に該当する場合は、主たる事業内容の項目を1つ選択する。

別表 1 - 2 テーマ助成

◆共通事項

- ・ 多くの住民が参加できる、開かれた活動
- ・ 雇用や地域間交流など、地域活性化に結びつく活動
- ・ 単一の提案にとどまらない、システムとしての提案（仕組みづくり）
- ・ 複数団体の共同による申請も可能

事業テーマ	事業の例示	補助金の 上限額
1 森づくりと一体となった木質バイオマスの利活用	(1) 間伐材や林地残材を活用したエネルギー利用 (2) 上記以外の多様な用途によるバイオマスの利活用（炭、チップ、バーク等） (3) その他上記項目に準じたもの	150万円
2 里山資源の活用と交流	(1) 各種オーナー制（森林、きのこ、山菜等）を通じた交流 (2) 里山をフィールドとした多彩な交流（エコツーリズムやグリーンツーリズム等による里山体験） (3) その他上記項目に準じたもの	
3 暮らしの中に木を使う	(1) 里山林を活用した木の雑貨や家具等の制作及び普及 (2) 木工品のクラフトフェアやデザインコンテスト等の開催を通じた普及啓発 (3) その他上記項目に準じたもの	

(注) 事業内容が複数の事業テーマに該当する場合は、主たる事業内容のテーマを1つ選択する。

別表 2 補助対象経費の内容

費目	経費の内容
1 謝金	外部講師（技術指導者やアドバイザー等）への謝金等
2 賃金	事業実施に必要な準備等で、ボランティアでは実施が困難な特殊作業にかかる経費（作業に支障となる木の伐倒等）
3 旅費	事業実施に必要な指導者との打合せ旅費等
4 資材費等	事業の実施に直接必要な物品等
資材費	苗木、肥料、木材、案内板等資材の購入費
消耗品費	事業に直接必要な事務用品等の購入費
燃料費	チェーンソーや刈払機の燃料代等
印刷費	資料の印刷代、写真現像代等
5 機材購入費	鋸、鎌、ヘルメット等の購入費
6 保険料等	ボランティア活動にかかる保険料、切手代、広報費等
7 使用料	会議室、バス、土木用重機（簡易なものに限る）、チェーンソーや刈払機、軽トラック、簡易トイレ等の借上料
8 委託料	団体自ら行うことが困難なものに限る外部への委託料
9 人件費 ※テーマ助成のみ対象	事業実施に係る事務局員の技術者給等 （補助総額の1割以内とする）

（注） 1 以下の経費は補助対象外とする。

- ・ 会員等団体構成員への謝金、賃金
- ・ ボランティア参加者への日当、旅費及び飲食代
- ・ 個人で準備することが適当と考えられるものの購入に係る経費
（例：作業着、軍手、雨具等）
- ・ 先進地視察や研修受講等自己啓発に係る経費
- ・ 土地の借上げ料、買取りに係る経費
- ・ 高額又は汎用性のある備品、資材等の購入費
（例：パソコン、デジカメ、チェーンソー、刈払機、土木用資材等）

2 「2 賃金」、「5 機材購入費」、「7 使用料」及び「8 委託料」の合計額が補助対象経費に対し、主たるものにならないこと。ただし、公募事業として適当とされた経費は補助対象とする。